

## 自転車にも青切符！！ 法改正で強くなったポイント

### も青切符の対象になった

2026年4月1日から、16歳以上の自転車利用者も交通反則通告制度、いわゆる青切符の対象になりました。

自転車も軽車両として、違反ごとに反則金が科される仕組みです。

### 既にあるけれど大事な義務やルール

ヘルメットや通行ルールについては、今回の改正より前からすでに決まっている内容も引き続き重要です。

#### ヘルメット着用の努力義務

全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課されています。

保護者には、子どもにヘルメットを被らせる努力義務もあります。

#### 通行の基本ルール

自転車は原則「車道の左側通行」で、例外的に認められた歩道などを除き、右側逆走や、標識がない歩道の通行は違反になります。

#### 歩道を走る場合は

歩行者優先、すぐ止まれるくらいの徐行という義務があり、これを守らないと違反になることが今回の青切符制度でも改めて整理されています。

### 「車に守ってもらう」前提で自転車が意識したいこと

今回の改正は、自転車を保護するために自動車側へ義務を課す一方で、自転車側にも次のような責任があるというメッセージだと説明されています。

- 車に追い抜かれている最中に、急に膨らんで進路を変えない
- ふらつきやすい子どもを乗せている場合は特に速度を落とす
- 夜間はライト点灯とできれば反射材で、位置をはっきり示す

## 4月改正の道交法で自転車保護のための自動車を守るべきルールの変更点

### 法律上の新しい義務の中身

自動車やバイクなどが、自転車や特定小型原付の「右側を通過する」とき次のような義務が課されます。

自転車との距離が十分に取れる場合

→ 通過してよいが、安全な側方間隔を確保する

距離が十分に取れない場合

→ 「間隔に応じた安全な速度」に落として進行しなければならない  
追い越しではなく「並走状態の横を通過する場合」も含まれる点がポイントです。

### 実務上の目安（警察庁案）

警察庁などが示している運転者向けの目安としては、次のようなイメージが紹介されています。

#### 自転車との側方間隔⇒少なくとも約1メートル以上を確保

道幅が狭く間隔が取れない場合の速度時速20～30キロ程度まで減速。あくまで「努力目安」ですが、これくらいの余裕をとる走りが求められます。

### 違反した場合の扱い

この新ルールに反した場合は「側方通過違反」として扱われ、反則金や違反点数が科されます。

普通車の場合

反則金: 7,000円、点数: 2点程度

### 運転時に意識しておきたいこと

実際の運転での「守り方」は次のようなイメージです。

- 自転車の右側を抜く時は、できるだけ1メートル以上あける
- 間隔が取れない細い道では、20～30キロ程度までしっかり減速
- 自転車がふらつく可能性を前提に、急な進路変更を想定しておく
- 無理に追い抜かず、見通しがよく広い場所まで待つ